

2 平成26年度修正(平成27年3月23日千葉県防災会議決定)

(1)大規模広域災害に備えた防災力の強化

- ① 地震被害想定調査の実施【地-1-4】(×)
- ② 応援受入計画の作成【地-3-72 風-3-83】(×)
- ③ 災害医療救護体制の見直し【地-3-52 風-3-60】(○)
- ④ 緊急輸送ネットワークの見直し【地-3-65 風-3-75】(○)
- ⑤ 道路啓開体制の整備【地-3-63 風-3-69】(×)
- ⑥ 通行禁止除外車両の追加【地-3-62 風-3-70】(○)
- ⑦ 災害廃棄物処理マニュアル策定の促進【地-3-92】(○)
- ⑧ 消防職・団員及び自主防災組織等の教育訓練の強化【地-2-28、66 風-2-27、42】(×)
- ⑨ 帰宅困難者対策【地-2-64 風-2-40 地-3-88】(○)

(2)避難対策の強化

- ① 避難勧告等発令基準の策定【風-2-15】(×)
- ② 市町村の国・県等への助言の求め【風-3-87】(×)
- ③ 避難行動要支援者名簿の作成【地-2-53 風-2-30】(×)
- ④ 報道機関と連携した災害情報の提供【地-2-60 風-2-37】(×)
- ⑤ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定【地-2-66 風-2-42】(×)
- ⑥ 安否情報の提供【地-3-41 風-3-53】(×)

(3)被災者の支援体制の充実

- ① 要配慮者のための避難施設の整備充実【地-2-67 風-2-32】(×)
- ② 広域避難者等への配慮【地-3-77 風-3-87】(○)
- ③ 罹災証明書交付体制の確立【地-3-97 風-3-105】(×)
- ④ 被災者台帳の作成【地-4-2 風-4-2】(×)
- ⑤ 災害時外国人サポーターの養成【地-2-56 風-2-33】(○)
- ⑥ ボランティアとの連携【地-3-112 風-3-122】(×)

(4)その他

- ① 千葉県防災基本条例の基本理念の反映【総-1-1】(×)
- ② 南海トラフ地震防災対策推進計画の追加【地-5】(×)
- ③ 防災関係機関の対策の見直し(○)
- ④ 法令等の改正に合わせた文言の整理(×)
- ⑤ その他の時点修正及び字句修正(○)

凡 例

- ：流山市に影響あり
- △：影響するか要検討
- ×：影響なし

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
（地-3-52
風-3-60）
（H27.3修正）

新設

第2編地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動

5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）

（1）関係者とその役割

ア 県民

（ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。

（イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

（ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市町村

（ア）発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。

（イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

（ウ）発災時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（エ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

（オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 県

（ア）市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。

（イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。

（ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。

（エ）発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

（カ）災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
（地-3-52
風-3-60）
（H27.3修正）

新設

エ 医療機関

（ア）発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

（イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

（ウ）発災時においては、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

（エ）災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

（オ）災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ 関係団体

（ア）県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

（イ）各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

（ウ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

（エ）発災時においては、（イ）に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

（2）発災時の活動

ア 指揮と調整

（ア）県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匠・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

（イ）災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

（ウ）合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

（エ）災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-3-52
風-3-60)
(H27.3修正)

新設

(オ)県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

(カ)千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。

(キ)印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター(保健所)所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者
本節における医療救護の対象者(以下「傷病者等」という。)は次のとおりとする。

(ア)災害に起因する負傷者

(イ)災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患(精神疾患を含む)を有する者

(ウ)災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ)災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供
市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

(ア)傷病者等の発生状況

(イ)医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

(ウ)避難所及び医療救護所の設置状況

(エ)医薬品及び医療資器材の需給状況

(オ)医療施設、医療救護所等への交通状況

(カ)その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施
(ア)市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ)市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ)知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

(エ)知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。

b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

c 医療チームの編成、派遣に関すること。

d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。

e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。

f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。

g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
（地-3-52
風-3-60）
（H27.3修正）

新設

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

（ア）傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受け入れに努める。

（イ）災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。

（ウ）医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。

（エ）搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

（ア）市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

（イ）緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

（ウ）医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。

（エ）自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

（オ）県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

（ア）市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

（イ）知事は、必要に応じて、DMATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

（ウ）知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認められた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
（地-3-52
風-3-60）
（H27.3修正）

新設

（エ）知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。
ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整
（ア）県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。
（イ）県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。
（ウ）（イ）の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。
（エ）（ウ）の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。
ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保
発災時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。
（ア）市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
（イ）医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
（ウ）県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
（エ）卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

趣旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-3-52
風-3-60)
(H27.3修正)

新設

コ 血液製剤の確保
(ア)血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社血液センターに供給を要請する。
(イ)県内での供給が不足する場合、日本赤十字社血液センターは、日本赤十字社に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に供給を要請する。
サ 地域医療体制への支援
市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。
(3)災害救助法による医療及び助産
災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。
なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

流山市
地域防災計画
(p.地-2-81)
防災危機管理課
健康増進課
消防防災課
消防署
医療機関

第6節 災害医療体制の整備 第1 救急・救助体制の整備
新設

第6節 災害医療体制の整備 第1 救急・救助体制の整備

2関係者とその役割
1市民
(ア)災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
(イ)災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
(ウ)自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。
2市
(ア)発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
(イ)地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
(ウ)発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
(エ)流山市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

流山市 地域防災計画 (p.地-2-81) 防災危機管理課 健康増進課 社会福祉課 消防防災課 消防署 医療機関	2 住民の自主救護能力の向上等の推進 第2 初期医療体制の整備 (中略) 2 医療活動の拠点 市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。 現在、建て替え計画を進めている新体育館については、災害時には、事務室を医務室とするほか、感染症発生時には、体育館が医療の拠点となるよう施設を整備する。	3 住民の自主救護能力の向上等の推進 第2 初期医療体制の整備 (中略) 2 医療活動の拠点 市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。 <u>キックマンアリーナ</u> については、災害時には、事務室を医務室とするほか、感染症発生時には、 <u>キックマンアリーナ</u> が医療の拠点となるよう施設を整備する。
新設	<u>3救護本部の設置</u> 市は救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、市の救護本部の長は、 <u>地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。</u>	
新設	<u>4医療救護の対象者</u> 医療救護の対象者(以下「傷病者等」という。)は次のとおりとする。 (ア)災害に起因する負傷者 (イ)災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患(精神疾患を含む)を有する者 (ウ)災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者 (エ)災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者	
新設	<u>5情報の収集と提供</u> 医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。 (ア)傷病者等の発生状況 (イ)医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 (ウ)避難所及び医療救護所の設置状況 (エ)医薬品及び医療資器材の需給状況 (オ)医療施設、医療救護所等への交通状況 (カ)その他医療救護活動に資する事項	

趣 旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p地-2-81)
防災危機管理課
健康増進課
社会福祉課
消防防災課
消防署
医療機関

新設

3 応急救護所の設置

(中略)

4 トリアージ実施体制の整備

(中略)

第3 後方医療体制の整備

(中略)

新設

6 医療救護活動の実施
(ア) 緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
(イ) 医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

7 応急救護所の設置

(中略)

8 トリアージ実施体制の整備

(中略)

第3 後方医療体制の整備

(中略)

4 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保
(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受け入れに努める。
(イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
(ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

趣旨

医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う災害医療本部や、助言・調整を行う災害医療コーディネーターを配置することとする。また、健康福祉センター（8カ所）に合同救護本部を設置し、地域の医療救護活動の調整等を行うこととする。[拡充]

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p地-2-81)
防災危機管理課
健康増進課
社会福祉課
消防防災課
消防署
医療機関

新設

4 負傷者の搬送体制の整備

(1) 陸上の搬送

陸上の搬送については、道路管理者、警察署及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備する等、効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) ヘリコプターによる搬送

陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態に備え、千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要綱により、千葉市消防局警防部指令課へ要請するか、日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリコプターや自衛隊ヘリコプターを活用した緊急搬送を迅速に行うため、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場を指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

新設

新設

新設

5 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

(ア) 傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(エ) 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

6 負傷者の搬送体制の整備

(1) 陸上の搬送

陸上の搬送については、道路管理者、警察署及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備する等、効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) ヘリコプターによる搬送

陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態に備え、千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要綱により、千葉市消防局警防部指令課へ要請するか、日本医科大学千葉北総病院及び国保直営総合病院君津中央病院のドクターヘリコプターや自衛隊ヘリコプターを活用した緊急搬送を迅速に行うため、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場を指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

7 応援要請

市長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

8 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

市救護本部の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

9 医薬品及び医療資機材(以下「医薬品等」とする。)の確保

市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、直接、県の災害医療本部に提供を要請する。

趣旨

新規路線の追加や広域防災拠点の指定に伴うアクセスの見直しなど緊急輸送ネットワークを見直した。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-3-65
風-3-75)
(H27.3修正)

千葉県緊急輸送ネットワーク図(抜粋)



凡 例				
輸送施設	道路種別	ル ー ト	ルート番号	
		緊急輸送道路	1次路線	高規格幹線道路等 一般国道(指定) 一般国道(指定外) 県道等 有料道路
防 災 拠 点	広域防災拠点	2次路線	一般国道, 県道等 有料道路	△ △
		港 湾		●
防 災 拠 点	漁 港			■
		空 港		●
防 災 拠 点	自衛隊基地等			●
		主なヘリコプター臨時離着場適地		●
防 災 拠 点	市 役 所			◎
		役 場 ・ 区 役 所		○
防 災 拠 点	広域防災拠点			▲
				▲
				▲
				▲

流山市
地域防災計画
(p地-3-69)

第2 交通規制計画

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の確保順位

ア 確保順位

市民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、**災害対策用**緊急輸送道路として次の順位により確保する。

(ア) **第1次路線**: 被災地域へ通じる市道及び県道

(イ) **第2次路線**: その他応急対策活動上緊急度の高い道路

表3-4-1 市内の緊急輸送路

第1次緊急輸送路

市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路
(高速道路、有料道路、国道、県道等)

ア 常磐自動車道

イ 水戸街道(一般国道6号線)

ウ 流山有料道路

エ 松戸野田線(県道5号線)

オ 草加流山線(県道29号)

第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路

ア 白井流山線(県道280号)

第2 交通規制計画

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の確保順位

ア 確保順位

市民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、緊急輸送道路として次の順位により確保する。

(ア) **1次路線**: 被災地域へ通じる市道及び県道

(イ) **2次路線**: その他応急対策活動上緊急度の高い道路

表3-4-1 市内の緊急輸送道路

1次路線

市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路
(高速道路、有料道路、国道、県道等)

ア 常磐自動車道

イ 水戸街道(一般国道6号線)

ウ 流山有料道路

エ 松戸野田線(県道5号線)

オ 草加流山線(県道29号)

2次路線

1次路線と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路

ア 白井流山線(県道280号)

【メモ】

「ウ 流山有料道路」の名称について決まり次第、時点修正と共に修正するものとする。

趣 旨

医師等の使用する車両、医薬品等の搬送車両、患者搬送、道路啓開作業用車両等を、緊急輸送道路の通行禁止車両から除外とすることとした。[新規]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-3-62
風-3-70)
(H27.3修正)

新規

第2編地震・津波編第3章 災害応急対策計画
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策
6 規制除外車両の確認等
(1)規制除外車両
緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。
(2)規制除外車両の確認
規制除外車両の確認は、前記(1)を準用する。
(3)規制除外車両の事前届出・確認
緊急通行車両とならない車両であって
・医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
・医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
・患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
・建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前5(2)を準用する。

流山市
地域防災計画
(p地-3-74)
道路管理課
道路建設課
県東葛飾土木事
務所
流山警察
県警察本部

新設

地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第4節 警備・交通規制計画
第2 交通規制計画
6 規制除外車両の確認等
(1)規制除外車両
緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。
ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
(2)規制除外車両の確認
規制除外車両の確認は、前5(1)を準用する。
(3)規制除外車両の事前届出・確認
規制除外車両は事前届出制度の対象とし、事前届出・確認は、前5(2)を準用する。

趣 旨

「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき市町村における災害廃棄物処理マニュアルの策定を促す。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-3-92)
(H27.3修正)

第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策
6 清掃及び障害物の除去(健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)
(1) 震災廃棄物処理計画
県は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針(以下「策定指針」という。)に基づき、市町村における震災廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策
6 清掃及び障害物の除去(防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)
(1) 震災廃棄物処理計画
県は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針(以下「策定指針」という。)及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、市町村における震災廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

流山市
地域防災計画
(p地-2-94.)
防災危機管理課
クリーンセンター

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画
地震災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ゴミ、生ごみ、し尿等)の発生は、住民に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、市は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。
第1 ごみ処理体制の整備
2 収集・運搬・管理体制の確立
地震災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づいて算定するとともに、平常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討しておくものとする。
また、他県の市及び民間等の協力を得て、地震災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画
地震災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ゴミ、生ごみ、し尿等)の発生は、住民に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、市は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、「市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。
第1 ごみ処理体制の整備
2 収集・運搬・管理体制の確立
地震災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づいて算定するとともに、平常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討しておくものとする。
また、他県の市及び民間等の協力を得て、地震災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

趣 旨

帰宅困難者のための一時滞在施設を指定、施設への食料、飲料水等の備蓄を行う。また、必要に応じて帰宅困難者に施設運営への協力を求めることとした。
[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
（地-2-64
風-2-40）
（H27.3修正）

第2編地震・津波編 第1章総則
10節 備蓄・物流計画

新規

（地-3-88） 第2編地震・津波編 第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策
5 関係機関と連携した取組み
（3）一時滞在施設の運営
施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第2編地震・津波編 第1章総則
10節 備蓄・物流計画

（4）帰宅困難者支援に係る備蓄
県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

第2編地震・津波編 第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策
5 関係機関と連携した取組み
（3）一時滞在施設の運営
施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

流山市
地域防災計画
（地-3-190）
防災危機管理課
コミュニティ課
市民課
高齢者生きがい
推進課
介護支援課
障害者支援課
子ども家庭課
保育課

地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 帰宅困難者対策
第3 帰宅困難者対策の実施
2 本市における対応
（3）一時 避難場所 への誘導
観光客、旅行者、市域外からの買物客等、発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時 避難場所 を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。

【メモ】
備蓄については、その他関係法令の「備蓄計画の位置付け」のスライドと重複するためここにて記載する。

地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 帰宅困難者対策
第3 帰宅困難者対策の実施
2 本市における対応
（3）一時 滞在施設 への誘導
観光客、旅行者、市域外からの買物客等、発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時 滞在施設 を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。

（新設）

（4）一時滞在施設の運営
必要に応じて帰宅困難者に運営への協力を求めることとする。

趣旨

市町村や都道府県等行政区域を越えて避難した被災者への福祉サービスの継続や必要な情報の提供に努める。また、在宅避難者に対し、必要な物資の配布や情報提供等の支援に努める。[拡充]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-3-41
地-3-78)
(H27.3修正)

拡充

第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援
14 広域避難
(2) 広域避難者への支援

ア 全国避難者情報システム
東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地(避難前住所他)の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。
県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。
イ 住宅等の滞在施設の提供
受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(新設)

第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画
5 避難所の開設(防災危機管理部、健康福祉部、教育庁)
(2)市町村は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。

第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援
14 広域避難
(2) 広域避難者への支援
県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。
ア 避難者情報の提供
住所地(避難前住所地)の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。
避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。
イ 住宅等の滞在施設の提供
受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等
市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。
所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

流山市
地域防災計画
(地-3-95)
コミュニティ課
市民課
高齢者生きがい推進課
介護支援課
障害者支援課
健康増進課
子ども家庭課
保育課

地震災害対策編第3章災害応急対策計画 第5節 避難計画 第10避難所外避難者への対応
1 避難所外避難者の把握及び支援
市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者(場所、人数、支援の要否・内容)の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。
また、在宅の災害時要援護者等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。

3 市外避難者への対応
市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した注民の把握に努める。

地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第5節 避難計画 第10避難所外避難者への対応
1 避難所外避難者の把握及び支援
市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者(場所、人数、支援の要否・内容)の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。

また、在宅の要配慮者等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。

3 市外避難者への対応
市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、被災者台帳の活用や地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した注民の把握に努める。
また、インターネット等による情報提供に努め、受入先自治体との連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

趣旨

市町村や都道府県等行政区域を越えて避難した被災者への福祉サービスの継続や必要な情報の提供に努める。また、在宅避難者に対し、必要な物資の配布や情報提供等の支援に努める。[拡充]

修正前

修正後

流山市地域防災計画 (地-3-135) コミュニティ課 市民課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 障害者支援課 健康増進課 子ども家庭課 保育課	地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第8節 広域応援・自衛隊派遣要請計画 第1款 広域応援要請計画 第8 他自治体からの避難者の受入れ 市は、 <u>他自治体において災害が発生し</u> 、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。	地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第8節 広域応援・自衛隊派遣要請計画 第1款 広域応援要請計画 第8 他自治体からの避難者の受入れ 市は、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。 <u>また、東日本大震災の経験を踏まえ、支援を行うものとする。</u> <u>(1) 避難者情報の提供</u> <u>避難者を受け入れた際は、避難者から、市に避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の自治体へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。</u> <u>(2) 住宅等の滞在施設の提供</u> <u>市内公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。</u>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

趣 旨

日本語の理解が十分でない外国人に対応するため、語学ボランティアや災害時外国人サポーターの養成に努める。[新規]

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(地-2-56
風-2-33)
(H27.3修正)

第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画
第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備
東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、県及び市町村等は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

(中略)

3 外国人に対する対策(総合企画部、防災危機管理部)
(2)外国人に対する対応
県は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図る。

第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備
東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、県及び市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

(中略)

4 外国人に対する対策(総合企画部、防災危機管理部)
(2)外国人に対する対応
県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

流山市
地域防災計画
(p地-2-92)
企画政策課
市民課

地震災害対策編 第2章災害予防計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策
第4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、平常時から外国人に対して必要な支援を講じる。

(中略)

2 語学ボランティアの確保
市は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

地震災害対策編 第2章災害予防計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策
第4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、平常時から外国人に対して必要な支援を講じる。

(中略)

2 語学ボランティアの確保
市は、県の語学ボランティアの派遣制度を活用に努めるとともに、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援する。また、多言語による防災ガイドブック等の作成に努める。

趣 旨

新たな指定公共機関の指定に伴う対策の追加や、防災関係機関の対策の見直しを反映した。

修正前

修正後

千葉県
地域防災計画
(-)
(H27.3修正)

流山市
地域防災計画
(p.)

【メモ】
県と同様に市で新たに公共機関の指定に伴う対策の追加や、防災関係機関の対策の見直しを
時点修正と共に反映する。